

引っ越しの時には 手続きをお忘れなく!

★区役所の受付時間は、月～金の午前8時45分からです。なお、戸籍住民課では、3月30日(月)～4月6日(月)の受付時間を午後7時まで延長します。
★表中の※印は、届け出時にお持ちいただくものです。
★ご不明な点は電話でご確認のうえ、ご来庁ください。
詳細 東区役所各担当課 ☎741-2400

	転出(東区から市外へ) 東区役所での手続き	転居		担当
		市内(東区から他区へ) 転居先の区役所での手続き	区内	
住所異動	転出届 ※本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など) ※本人または同一世帯員以外が届け出る場合は委任状が必要です	転入・転居届 ※本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など) ※本人または同一世帯員以外が届け出る場合は委任状が必要です		戸籍住民課(1階)
印鑑登録	印鑑登録証の返還	・転入・転居届で自動的に住所変更されます。		
転校 (小・中学校)	・今までの学校で発行された「在学証明書」を転出先の市区町村へ提出してください。	・今までの学校で発行された「在学証明書」と転居先の区役所から発行される「転入学通知書」を新しい学校へ提出してください。		東区内での転居の場合は、東区役所で手続きをしてください(内容は「市内」と同じ)。
国民健康保険	脱退手続き ※保険証、納付通知書	住所変更手続き ※保険証		
長寿医療 (後期高齢者医療)	被保険者証の返還 ・道外へ転出される方には負担区分等証明書を交付します。	住所変更手続き ※被保険者証		
介護保険	脱退手続き ※被保険者証、納付通知書 ・要介護認定を受けている方(申請中も含む)には受給資格証明書を発行します。	住所変更手続き ※被保険者証		
国民年金	加入者	・第1号被保険者の方と任意加入の方は、転出先の市区町村へお問い合わせください。 ※年金手帳 ・第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届け出が必要です。	・第1号被保険者の方と任意加入の方は、転入転居届で自動的に住所変更されます。 ・第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先を通して届け出が必要です。	
	受給者	・転出先の市区町村に備え付けのはがきを、社会保険事務所あてに送付してください。	・転居先の区役所に備え付けのはがきを、社会保険事務所あてに送付してください。	
児童手当	受給事由消滅届 ・転出先で新規申請が必要です。 ※所得証明ほか	・転入・転居届で自動的に住所変更されます。 児童と別居となる場合は、別に手続きが必要です。		
児童扶養手当	住所変更手続き ・転出先でも住所変更手続きが必要です。 ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書、住宅の賃貸借契約書など		
特別児童扶養手当	・転出先で住所変更手続きが必要です。 ※手当証書	住所変更手続き ※手当証書		
各種医療費の助成	受給者証の返還 ※受給者証	住所変更手続き ※受給者証、健康保険証		
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	住所変更手続き ・転出先でも住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き		
身体障害者手帳 療育手帳	交通費助成を受けている方は、福祉タクシー利用券などの返還 ・手帳は転出先で住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き ※身体障害者手帳または療育手帳		
敬老手帳	手帳の返還	・手帳の住所をご自分で書き換えてください。		
敬老優待乗車証 (敬老パス)	未使用乗車証(敬老パス)の返還 ※未使用の乗車証、振込先の預金通帳、印鑑 ※本人以外の方が手続きされる場合は、事前に必要書類をご確認ください。	・引き続き使用できます。		
原動機付自転車 125cc以下 小型特殊自動車	廃車届 ※ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑、本人確認ができるもの	標識交付証明書の住所変更手続き ※標識交付証明書、印鑑、本人確認ができるもの		
固定資産税	土地、建物などの所在する市区町村へ住所変更の連絡をしてください(電話・はがき可)。			
軽自動車・軽二輪 125cc超250cc以下	転出先の軽自動車協会で手続きしてください。	札幌地区軽自動車協会で手続きしてください。 (北区新川5-20、☎768-3955)		
小型二輪250cc超	転出先の運輸支局で手続きしてください。	札幌運輸支局で手続きしてください。 (東区北28東1、☎050-5540-2001)		

